

第1章 安心して子どもが健やかに 生まれ育つ環境づくり

第1節 児童の健全育成

次代を担う児童の心身の健やかな成長は極めて重要であり、近年、少子化、核家族化の一層の進行、家庭環境の変化に伴い、家族や地域における児童養育の低下等、児童を取り巻く生活環境は悪化する傾向にあります。

このため、児童館・児童センターの充実を図るとともに、学童保育については、地域の特性を活かしながら1小学校区に1施設を目標に整備を進め、かつ、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業を展開しながら児童福祉の増進に努めています。

1 児童館・児童センター

子どもに健全な遊びを与え、情操豊かな明るい子に育てるための児童厚生施設として、市内に7か所の児童館・児童センターがあります。市直営施設5か所、民営施設2か所で、専門職員（児童指導員）を中心に遊びの指導をしています。

また、各館で年間を通して、大きく母と子の活動や学童向け活動などに分け、「幼児グループ」をはじめ、「にこにこサロン」、「あそびの広場」等さまざまな事業を行っています。

(1) 児童館・児童センター施設一覧

名 称	施 設 内 容	住 所	開設年月
駒木台児童館	遊戯室・図書室・集会室	駒木台 221-3	昭和 52 年 4 月
江戸川台児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	江戸川台東 1-251	昭和 53 年 4 月
思井児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	思井 79-2	昭和 54 年 4 月
向小金児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	向小金 2-192-2	昭和 55 年 4 月
十太夫児童センター	遊戯室・図書室・工作室	十太夫 97-1	昭和 57 年 4 月
野々下児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	野々下 2-709-3	昭和 59 年 4 月
赤城児童センター	遊戯室・図書室・体育室	流山 8-1071	昭和 63 年 4 月

(2) 児童館・児童センター活動状況 (平成23年度)

集団指導参加者数・任意利用者数

単位：人

区 分	就学前 児童		小学生		中学生	その他		ボラ ンテ ィア 活動	合 計	
	集団	任意	集団	任意	任意	集団	任意		集団	任意
駒木台児童館	1,812	2,292	643	2,612	126	1,645	2,030	51	4,151	7,060
江戸川台児童センター	3,510	4,339	1,966	9,750	520	3,365	4,470	156	8,997	19,079
思井児童センター	2,723	2,689	1,351	5,516	104	2,403	3,082	212	6,689	11,391
向小金児童センター	4,166	2,104	1,638	9,920	154	3,862	2,286	41	9,707	14,464
十太夫児童センター	3,615	1,931	1,325	3,994	304	3,470	1,736	25	8,435	7,965
野々下児童センター	2,178	1,682	1,479	4,332	96	2,170	2,248	56	5,883	8,358
赤城児童センター	3,260	2,356	2,335	6,619	194	3,030	2,464	11	8,636	11,633
合 計	21,264	17,393	10,737	42,743	1,498	19,945	18,316	552	52,498	79,950

2 地域子育て支援センター

子育てに対する身体的、心理的負担が増大している今日、交流の場の提供や育児不安の解消、子育ての指導などの相談に応じる施設です。

(1) 公立

(平成23年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談 (要予約)		子どもの数 (人)	親 子 (組)
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
流山市地域子育て支援センター ゆうゆう	月～金 9:30～16:30	24	月～金 13:00～16:30	248	3,654	3,473

(2) 私立

(平成23年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談 (要 予 約)		子 ど も の 数 (人)	親 子 (組)
	利 用 日 ・ 時 間	件 数 (件)	利 用 日 ・ 時 間	件 数 (件)		
CMS子育てステーション (おたかの森ナーサリースクール分園)	月～金 9:00～16:00	4	月～金 9:00～16:00	25	3,589	3,489
ずくぼんじょ(松の実保育園)	月～金 9:00～17:00	3	月・木・金 9:00～16:00	199	1,618	1,299
CMSプティー子育てサロン (西平井保育園分園)	月～金 9:00～16:00	3	月～金 9:00～16:00	11	466	466
かるがも(かやの木保育園)	月～金 9:00～16:00	3	月～金 9:00～16:00	64	3,596	3,088
アゼリア(みやぞの保育園)	月～金 9:00～16:00	19	月～金 8:00～17:00	44	408	392
わらしこ(流山わらしこ保育園)	月～金 9:00～17:00	64	月～金 9:30～16:00	139	5,817	4,923
さくらんぼ(南流山聖華保育園)	月～金 9:00～16:00	38	月～金 9:30～16:00	231	1,412	1,271
らぶりー(なかよし保育園)	月～金 9:30～15:00	1	月～金 9:30～15:00	41	3,020	2,929
やぎきた(八木北保育園)	月～金 9:30～16:00	61	月～金 9:30～16:00	203	2,887	2,478
おひさま(城の星保育園)	月～金 9:30～16:30	0	月～金 9:30～16:30	22	2,156	2,056

名 称	子 育 て 相 談				フローア利用	
	電 話 相 談		面接相談 (要予約)		子どもの数 (人)	親 子 (組)
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
いつきさくらんぼ ルーム (聖華いつ き保育園)	月～金 9:30～16:30	31	月～金 9:30～16:30	86	1,210	1,135
ひまわり (えどが わ森の保育園)	月～金 9:30～14:00	11	月～金 9:00～14:00	108	1,207	1,138

3 学童保育所

学童保育所は、概ね小学校1年から3年の児童がいる家庭で、保護者が共働きなどの理由で、下校後の家庭保育ができない場合に、児童をあずけることができる施設です。

(平成23年度)

名 称	学 校 区	定 員 (人)	年間延入所 児童数(人)	運営費補助金 (円)
たけの子ルーム	向小金小学校区	44	553	3,837,002
ちびっこクラブ	流山北小学校区	85	995	9,904,400
ひよどり学童クラブ	長崎小学校区	40	586	4,635,779
そよかぜ学童クラブ	八木南小学校区	30	356	3,131,072
山びこルーム	八木北小学校区	50	503	5,395,027
あすなろ学童クラブ	南流山小学校区	50	528	5,646,339
ひまわり学童クラブ	鱈ヶ崎小学校区	56	624	4,431,779
たんぼぼ学童クラブ	西深井小学校区	40	155	3,054,877
もりのいえ学童クラブ	東深井小学校区	60	836	5,427,629
おおぞら学童	流山小学校区	45	584	4,654,458
つくしんぼ学童クラブ	新川小学校区	50	488	6,992,896
あずま学童クラブ	東小学校区	60	503	4,620,092
江戸川台学童クラブ	江戸川台小学校区	70	746	5,770,412
西初石子どもルーム	西初石小学校区	50	539	6,076,901
おおたかの森ルーム	小山小学校区	60	501	3,965,445
合 計		790	8,497	77,544,108

4 流山市ファミリー・サポート・センター

育児の援助が必要な人（利用会員）と、育児の援助ができる人（提供会員）からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動を行っています。

ファミリー・サポート・センター活動状況（平成23年度）

（平成24年3月末現在）

登録会員数（人）		活 動 内 容	件数
利 用 会 員	684	保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	14
提 供 会 員	237	保育施設までの送迎	1,556
両 方 会 員	39	放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	1,411
合 計	960	学校の放課後の子どもの預かり	41
		冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	8
		買い物等外出の際の子どもの預かり	148
		その他 保護者の短時間、臨時的就労の際の預かり、子どもの 習い事等の援助、放課後児童クラブへの送迎、保護者 などの病気等	1,093
		合 計	4,271

5 子どもショートステイ

児童の保護者が病気等により一時的に養育が困難となった時、児童養護施設において児童を養育する事業です。

（平成23年度）

登録件数		利用件数（延べ）		
世 帯	登録児童数（人）	日帰り（日）	宿泊（日）	夜間（日）
36	49	5	53	1

6 子どもの遊び場

子ども達が健やかに成長できるよう、子どもの遊び場の整備に努めています。

（平成24年3月末現在）

子どもの遊び場	箇 所 数	延 面 積（㎡）
	14	23,716.39

7 つばさ学園及び児童デイつばさ

心身の発達に心配や遅れのある児童が保護者のもとから通い、社会に適応するために、必要な生活、学習、運動等の指導を行う施設です。

1 つばさ学園及び児童デイつばさの指導について

- (1) 家庭との連携:児童の生活リズム、児童に対する働きかけを面接や連絡帳で行います。
- (2) 基礎運動:児童の身体機能を育てるため、寝返り、腹這い等により基本的な運動能力を育てます。
- (3) あやし・ゆさぶり:児童と保護者とのやりとりを通して、情緒の安定や遊びの基礎を育てます。
- (4) 自然・音楽・ことば・絵画・体育・生活:6領域から、遊びや課題活動に取り組みます。

2 幼児ことばの相談室

ことばの遅れ、発音、難聴、吃音などのことばに問題をもつ就学前の幼児に対して、その問題が改善又は、軽減するように相談指導及び訓練を行っています。

3 療育相談室

随時、電話での相談や予約による面接相談、小児科医、小児神経科医、児童精神科医の診察、心理相談員による心理発達検査を行います。

また、グループ指導や市内保育所、幼稚園の巡回指導を行います。

4 外来療育

年齢や状態に応じて週1回、母子指導を行います。また、理学療法士によるPT訓練も実施します。

つばさ学園通園児・進路状況

(1) 通園児の状況

区 分		平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 歳	2	0	2	3	0	3	4	2	6
	4 歳	7	0	7	10	0	10	2	1	3
	5 歳	8	0	8	6	0	6	12	0	12
	6 歳以上	3	2	5	7	0	7	2	0	2
	小 計	20	2	22	26	0	26	20	3	23
女	3 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 歳	0	1	1	0	0	0	1	1	2
	4 歳	0	2	2	0	1	1	1	2	3
	5 歳	2	0	2	0	1	1	0	1	1
	6 歳以上	1	2	3	2	0	2	2	1	3
	小 計	3	5	8	2	2	4	4	5	9
合 計		23	7	30	28	2	30	24	8	32

(2) 進路状況

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
継続通園	16	15	24
普通学級	1	0	0
特別支援学級	2	2	0
特別支援学校	6	7	6
幼稚園・保育所	5	6	0
その他	0	0	2
合 計	30	30	32

児童デイつばさ通園児・進路状況

(1) 通園児の状況

区 分		平成 23 年度		
		知的	重複	合計
男	3 歳未満	0	0	0
	3 歳	2	0	2
	4 歳	2	0	2
	5 歳	0	0	0
	6 歳以上	0	0	0
	小 計	4	0	4
女	3 歳未満	0	0	0
	3 歳	1	0	1
	4 歳	3	0	3
	5 歳	0	0	0
	6 歳以上	0	0	0
	小 計	4	0	4
合 計		8	0	8

(2) 進路状況

区 分	平成 23 年度
継続通園	7
普通学級	0
特別支援学級	0
特別支援学校	0
幼稚園・保育所	1
その他	0
合 計	8

8 幼児ことばの相談室

(1) 相談指導日数等の概要

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談指導日数(日)	223	220	225
延相談指導件数(件)	1,110	1245	1236
1日平均件数(件)	5.0	5.7	5.5

(2) 受付幼児の指導

単位：人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
前年度からの継続指導	13	17	19
新規面接後指導開始	27	25	26
合 計	40	42	45

(3) 指導幼児の動向

単位：人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
完 治 終 了	7	1	0
転居等の退室	0	7	0
就学による終了	17	26	30
次年度に継続	17	8	15
合 計	41	42	45

(4) 指導幼児の主訴内訳

単位：人

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ことばの遅れ	27	30	37
発音異常(構音障害)	15	9	4
難 聴	0	0	1
吃 音	1	3	3
合 計	41	42	45

9 療育相談

(1) 相談状況

(平成 23 年度)

区分 (主訴別)	相談 延件数	男女	2歳 未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 以上	計
ことば の遅れ	247	男	9	25	59	68	38	5	204
		女	1	10	14	16	2	0	43
発達の 遅れ	197	男	54	33	14	23	10	0	134
		女	9	18	15	15	4	2	63
その他	68	男	8	2	9	10	14	10	53
		女	1	2	0	4	8	0	15
合計	512		82	90	111	136	76	17	512

(2) 外来療育利用状況

(平成 23 年年度)

	利用延 件数	男女	2歳 未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
療育 対象児	595	男	1	7	10	6	2	1	27
		女	1	6	1	4	0	0	12

第2節 保育サービス体制の充実

1 要保育児童の状況

平成24年4月1日現在、市内の就学前児童(0~5歳)の数は、9,715人でこれらの児童のうち、両親が共働きの家庭や、母子・父子家庭など日中保護者に代わって保育する必要のある児童(要保育児童)は、およそ25%(2,457人)と推定されます。

2 入所児童数の推移

平成24年4月1日現在、市内の保育所に入所した児童は2,340人(うち管外受託59人)で、これを年齢別にみると、4歳以上児が37%を占め、3歳児20%、3歳未満児が43%となっています。この他、市が他市町村の保育所に入所の依頼(管外入所委託)をした児童の数は36人です。

入所申請数と入所児童数の推移(管外入所委託を除く)

単位：人(各年度4月1日現在)

区 分	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
申請者数	814	1,199	2,013	720	1,460	2,180	723	1,734	2,457
入所者数	798	1,141	1,939	711	1,426	2,137	693	1,647	2,340

年 齢 別 入 所 児 童 数 (管外入所委託を除く)

単位：人(平成24年4月1日現在)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公 立	25	117	116	140	149	146	693
私 立	109	307	336	323	309	263	1,647
合 計	134	424	452	463	458	409	2,340

3 保育内容

(1) 時間外保育

保護者の勤務形態の事情により、下記の時間帯で時間外保育を行います。

ア 公立保育所 月～土 (7時～8時・16時～19時)

イ 私立保育園

- ・なかよし保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時) 土 (16時～18時30分)
- ・おおたかの森ナーサリースクール
月～金 (7時～8時・16時～19時) 土 (16時～18時30分)
- ・八木北保育園 月～金 (7時～8時・16時～19時) 土 (16時～17時30分)
- ・松の実保育園 月～金 (7時～8時・16時～18時30分) 土 (16時～17時30分)
- ・西平井保育園 月～土 (7時～8時・16時～19時30分)
- ・かやの木保育園 月～金 (7時～8時 21時) 土 (16時～18時30分)
- ・みやぞの保育園 月～土 (7時～8時・16時～22時)
- ・南流山聖華保育園 月～土 (7時～8時・16時～22時)
- ・生活クラブ風の村わらしこ保育園流山 月～金 (7時～8時・16時～22時)
土 (16時～19時)
- ・城の星保育園 月～金 (7時～8時・16時～22時) 土 (16時～19時30分)
- ・森の葉保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時)
- ・聖華いつき保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時)
- ・えどがわ森の保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時)
- ・ロータスキッズスクエア 月～金 (7時～8時・16時～19時30分) 土 (16時～18時)
- ・名都借みらい保育園 月～金 (7時～8時・16時～22時) 土 (16時～22時)

(2) 乳児保育

近年、女性の社会進出の増加や就労形態の変化に伴い、当市では、公立保育所は、生後6か月から、私立は、産休明けから保育を実施しています。

(3) 子育て電話相談

社会情勢の変化の中で、家庭における幼児のしつけ・遊び等、保育面での電話相談に応じています。

場 所 平和台・江戸川台・向小金保育所・地域子育て支援センターゆうゆう（長崎保育所内）・おおたかの森ナーサリースクール・八木北・西平井・松の実・かやの木・みやぞの・生活クラブ風の村わらしこ保育園流山・南流山聖華・城の星保育園

(4) 病後児保育

児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に一時的にお預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

場 所 生活クラブ風の村わらしこ保育園流山・南流山聖華保育園

(5) 統合保育

保育所入所要件のない家庭の障害児に対して、集団保育を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の増進を図ります。

場 所 中野久木保育所

(6) 送迎保育ステーション

保育需用の地域的偏在等により異なる保育所の入所者数の均衡を図るとともに、保育所の入所待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担の軽減を図ります。

4 市内保育所一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

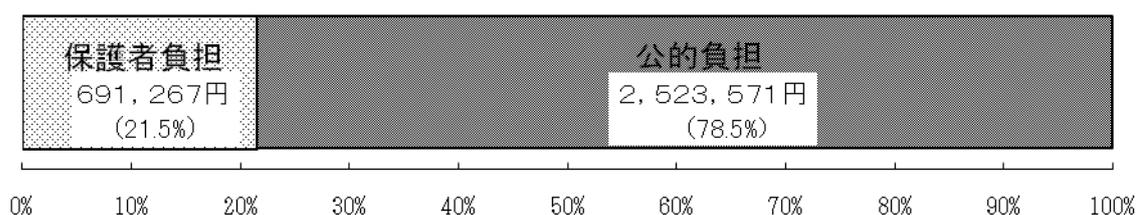
区分	保 育 所 名	所 在 地	定員	開設年月 日	電 話	育児相談
公立	中野久木保育所	中野久木 373	120	S30. 5. 1	7152-0921	—
	平和台保育所	平和台 2-6-3	180	S40. 4. 1	7158-1424	7158-1435
	江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	120	S40. 4. 1	7152-0611	7152-0648
	長崎保育所	長崎 2-561	90	S48. 4. 1	7144-7886	7144-7926
	向小金保育所	向小金 3-102-1	120	S50. 6. 1	7174-5217	7174-8853
	東深井保育所	東深井 177-2	120	S52. 4. 1	7154-6025	—
私立	なかよし保育園	南流山 7-5-1	120	S49. 4. 1	7158-5500	左に同じ
	おおたかの森ナーサ リースクール	十太夫 99-4	162	S51. 4. 1	7154-2448	7156-8011
	八木北保育園	駒木台 118-1	90	S55. 4. 1	7152-0504	左に同じ
	松の実保育園	名都借 464	90	S55. 4. 1	7145-4312	7141-6068
	西平井保育園	西平井 588	99	S56. 4. 1	7159-7473	左に同じ
	かやの木保育園	大畔 198	120	H13. 4. 1	7159-2700	7159-2813
	みやぞの保育園	宮園 2-8-15	80	H15. 4. 1	7159-2954	左に同じ
	生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山	加 4-12	70	H16. 4. 1	7150-2654	左に同じ
	南流山聖華保育園	南流山 2 - 29 - 4	120	H17. 7. 1	7159-3401	左に同じ
	城の星保育園	流山 9-500-42	120	H22. 4. 1	7170-2111	左に同じ
	森の葉保育園	上新宿 111-8	90	H23. 4. 1	7138-5105	—
	聖華いつき保育園	南流山 1-17-4	90	H23. 4. 1	7158-1145	—
	えどがわ森の保育園	駒木 474	120	H23. 4. 1	7152-1155	—
	ロータスキッズスク エア	東初石 6-186-24	90	H23. 12. 1	7136-1020	—

私立	名都借みらい保育園	名都借 289	120	H24. 4. 1	7170-1417	—
----	-----------	---------	-----	-----------	-----------	---

5 保育所の運営費

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、経費節減等の経費努力により年々若干ですが減少傾向にありましたが、保育の多様化、複雑化に伴い、入所児童1人当りの年額が1,491,804円となり、前年度に比べ増加になりました。その負担割合は、下記のようになります。

児童一人当たり運営費の負担割合



運営費負担割合の推移

単位：千円

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
管理運営費		2,455,099	2,657,095	3,214,838
(%)		100.0	100.0	100.0
財 源 内 訳	保護者負担金	520,469	578,080	691,267
	(保育料) (%)	21.2	21.8	21.5
	公的負担	1,934,540	2,079,015	2,523,571
	(%)	78.8	78.2	78.5

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間延入所児童数 (人)	21,898	23,519	25,860
児童1人当たり運営費(年額:円)	1,345,333	1,355,717	1,491,804

6 保育料

流山市保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額:円)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000
C1		均等割の額のみ	8,500	5,800	5,800
C2		所得割の額が6,000円未満	10,100	7,800	7,800
C3		所得割の額が6,000円以上	11,900	9,400	9,400
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,000円未満	13,400	11,000	11,000
D2		2,000円以上10,000円未満	14,800	12,500	12,500
D3		10,000円以上19,000円未満	19,100	16,700	14,500
D4		19,000円以上29,000円未満	22,100	19,800	14,900
D5		29,000円以上40,000円未満	24,900	23,000	15,300
D6		40,000円以上47,000円未満	29,900	26,300	16,300
D7		47,000円以上57,000円未満	31,800	26,800	16,900
D8		57,000円以上66,000円未満	33,900	26,900	17,400
D9		66,000円以上82,000円未満	36,700	27,000	18,000
D10		82,000円以上91,000円未満	39,800	27,100	18,500
D11		91,000円以上103,000円未満	42,700	27,200	19,000
D12		103,000円以上141,000円未満	45,900	27,500	19,600
D13		141,000円以上165,000円未満	51,700	27,900	20,700
D14		165,000円以上203,000円未満	54,500	28,100	21,300
D15		203,000円以上251,000円未満	57,200	28,400	21,800
D16		251,000円以上413,000円未満	59,900	28,600	22,300
D17		413,000円以上803,000円未満	62,300	29,100	23,400
D18		803,000円以上	65,000	30,000	24,800

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2及びC3の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1からD18までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40

年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(3) 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 9 号)附則第 18 条

3 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。

4 B から D 1 8 までの階層の世帯において、2 人以上の児童が保育所、幼稚園(学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園をいう。)に入所又は入園している場合における 2 人目以降の児童に係る保育料の月額は、この表に定める保育料の額にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額(10 円未満の端数は、全額を切り捨てた額)とする。

(1) 2 人目の保育料の額 基準額×1/2

(2) 3 人目以降の保育料の額 無料

7 私立保育所に対する助成

流山市では、公・私立保育所の格差是正、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して各種の助成制度を設けています。

私立保育所各種助成 (平成24年4月1日現在)

助成項目	助成の内容
民間保育士給与改善事業	私立保育所の保育士の定着を図り、私立保育所の安定した運営を確保するために、職員の給与改善に要する経費
一時預かり事業	私立保育所が、一時・特定保育事業を実施するために要する経費
地域子育て支援センター事業	私立保育所が、地域子育て支援センター事業を実施するために要する経費
予備保育士設置事業	定員60人以上の私立保育所であって、保育士の労働条件の改善及び保育内容の充実を目的として保育士定数を超えて設置する保育士に係る経費
保育向上保育士設置事業	予備保育士を設置している保育所であって、保育士定数を超えて設置する保育士に要する経費
完全給食実施事業	完全給食を実施するために、調理員等定数を超えて設置する調理員等又はその他の職員及び材料費、炊具食器費、光熱水費等に係る経費
延長保育促進事業	私立保育所が、延長保育促進事業を実施するために要する経費
保育所地域活動事業	私立保育所が、創意工夫ある取組みに要する経費
保育所分園推進事業	私立保育所が、待機児童解消促進事業を実施するために要する経費
児童災害共済加入事業	独立行政法人 日本スポーツ振興センター納付金に要する経費
賠償責任保険加入事業	賠償責任保険料に要する経費
保育所整備費借入金利子補給事業	施設整備等の理由で融資を受け、県の利子補給で補えない部分についてその2分の1を補助する。(平成22年度以降、新保育園に対するの補助はなし)
保育所施設整備補助事業	1 対象事業 国交付金対象事業 2 対象経費 工事費又は工事請負費及び工事事務費 3 助成額 (国交付金対象事業) 補助対象経費 国交付金基礎基準額×1/2
自動体外式除細動器設置補助事業	私立保育所が、自動体外式除細動器設置をリースにて導入する際に要する経費の2分の1を補助する。